

検討会の当面のスケジュールについて(案)

○当面のスケジュールについて(予定)

(18年度)

第2回(11月) 内田委員による再発防止の提言についての説明
(・検証に至るまでの経緯、検討項目について)

(この間、現地視察(例:多磨全生園など)を検討)

第3回(1月) 提言に対する関係省庁・部局の処理状況を踏まえた議論

第4回(3月) 提言に対する関係省庁・部局の処理状況を踏まえた議論

資料 6

ハンセン病対策の実施状況について

現在のハンセン病対策は、総理談話やハンセン病問題対策協議会における合意事項をもとに、患者・元患者等の意向も踏まえつつ実施している。

1. 各対策について

○謝罪・名誉回復事業

ハンセン病の患者・元患者に対する慰謝及び名誉回復のための事業を実施。

(主な取組)

- ・謝罪広告の掲載（平成14年5月等）
- ・中学生を対象としたパンフレットの作成・配布（平成14年度～）
- ・ハンセン病問題に関する全国シンポジウムの開催（平成16年度～）
（平成18年度からは年2カ所を実施）
- ・ハンセン病資料館の施設運営・拡充（平成17年度～）
ハンセンに関する資料保存・情報センター等としてハンセン病資料館（東京都東村山市）の拡充（増築）を整備中（平成19年2月再オープン予定）。
- ・ハンセン病訴訟和解（平成13年度～）
らい予防法違憲国家賠償請求の和解（計6,627人）及びハンセン病療養所元入所者等補償金（計3,519人）の支給を実施。
- ・国立ハンセン病療養所等死没者改装費（平成14年度～）
療養所内にある遺骨を遺族が改葬した際、一人につき5万円を支給

○在園保障

国立ハンセン病療養所（全国13カ所）及び私立療養所（2カ所）に入所している方に対し、必要な施設整備、療養を実施

(主な取組)

- ・リハビリ体制の充実
- ・老人対策
- ・身体障害者対策
- ・盲人対策
- ・入所者給与金
入所者に対し、月額約8.3万円を支給

○社会復帰・社会支援事業

国立ハンセン病療養所を退所または入所歴のない方に対し、社会支援事業等を実施。

(主な取組)

- ・国立ハンセン病療養所等退所者給与金制度（平成14年度～）
退所者（18年度対象者数：1,395人）に対し、月額264,100円（平成14年度以前既退所者176,100円）を支給。
- ・国立ハンセン病療養所等非入所者給与金制度（平成17年度～）
裁判上の和解が成立した入所歴のない患者・元患者（18年度対象者数：66人）に対し、月額4.83万円を基準に支給。
- ・療養所入所者家族に対する生活援護事業（平成8年度～）
入所者の親族に対して、生活保護に準じた公的扶助を実施。
- ・社会復帰者交流事業
社会復帰に対する相談事業、社会交流事業を実施。

2. 過去のハンセン病対策費（平成13年度以降当初予算ベース）の推移
(単位：百万円)

年 度	謝罪・名誉回復	在園保障	社会復帰・社会支援事業	合 計
平成13年度	-	41,390	630	42,020
平成14年度	460	41,903	2,657	45,020
平成15年度	3,201	41,395	3,394	47,990
平成16年度	749	41,009	4,292	46,050
平成17年度	2,398	41,033	3,386	46,818
平成18年度	3,216	40,340	3,494	47,050

※平成13年度はハンセン病訴訟和解経費に別途73,242百万円を計上